

公 告

令和 7 年 4 月 1 日

令和 5・6・7 年において、広島市及び広島市水道局が発注する施設維持管理業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下、合わせて「競争入札」といいます。）に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」といいます。）及びその審査の申請手続等について、広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 3 条第 4 項及び第 19 条第 2 項並びに広島市水道局契約規程（昭和 39 年水道局規程第 8 号）第 5 条第 4 項及び第 21 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實
広島市水道事業管理者 榊 原 茂

1 資格審査申請（競争入札参加資格の審査申請）の対象となる契約の種類、登録種目等

(1) 契約の種類及び登録種目

別表 1 のとおり。

(2) 対象者

令和 7 年 12 月 31 日までの期間に、施設維持管理業務に係る競争入札への参加を希望する者

2 競争入札参加資格（競争入札に参加しようとする者に必要な資格）

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市との契約において、次のいずれかに該当すると認められた後 3 年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後 3 年（又は市長若しくは水道事業管理者が定

めた期間)を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 資格審査申請のときにおいて広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 次に掲げる登録種目にあつては、資格審査申請のときにおいて社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）に加入し、保険料の未納がない者であること。（社会保険及び労働保険の加入義務がある場合）

登録種目	
番 号	種 目
5 1	建築物清掃
5 6	常駐警備

- (5) 次に掲げる登録種目にあつては、申請に必要な許可・登録を有している者であること。

登録種目		申請に必要な許可・登録等
番 号	種 目	
5 1	建築物清掃	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)(以下「ビル衛生管理法」という。)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業の登録
5 2	建築物空気環境測定	ビル衛生管理法第12条の2第1項第2号又は第8号の事業の登録
5 3	建築物飲料水水質検査	ビル衛生管理法第12条の2第1項第4号又は第8号の事業の登録
5 4	建築物飲料水貯水槽清掃	ビル衛生管理法第12条の2第1項第5号の事業の登録
5 5	建築物ねずみこん虫等防除	ビル衛生管理法第12条の2第1項第7号の事業の登録
5 6	常駐警備	警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の認定及び同法第9条の届出
6 1	機械警備	警備業法第4条の認定及び同法第40条の届出

- (6) 広島市小規模修繕契約希望者登録名簿に登録されている者でないこと。

3 資格審査申請の受付期間等

- (1) 申請入力受付期間

令和7年度1回目：令和7年4月16日から同月28日まで(基準日：同年4月1日)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定められた休日を除く毎日。)

- (2) 申請入力時間

業者登録受付システムの稼働時間である午前8時30分から午後5時15分まで。

- (3) 競争入札参加資格申請書等の提出

申請者は、競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）等、「業者登録受付システム」の提出書類の一覧表で表示される書類を、郵便等により送付または持参し、下記(4)の期限までに、下記4(3)の提出先に提出すること。

(4) 提出書類の提出期限

令和7年度1回目：令和7年5月15日午後5時 必着

4 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

申請者は、広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) から「広島市電子調達ポータルサイト」にアクセスし、「業者登録受付システム」により、資格審査の申請に必要な事項を入力・送信するとともに、次の(2)の提出書類（「業者登録受付システム」の提出書類の一覧表で表示される書類）を広島市財政局契約部物品契約課（下記(3)の提出先参照）へ郵送等により提出すること。この場合において、入力事項が本市に到達したときは、「業者登録受付システム」から入力者（入力者情報）のE-mailアドレスあてに申請受付通知を送信するので、確認すること。

なお、資格審査の申請は、ファクシミリ又はE-mailでは受け付けないものであること。

(2) 申請書等の提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（「業者登録受付システム」から印刷した提出書類の一覧表が記載された「申請受付内容」を含む。）

イ 使用印鑑届

ウ 委任状（契約権限等を代理人に委任する場合）

エ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）

オ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）

カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がない旨の証明）

キ 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し

ク 上記2(5)に掲げる許可、登録等の写し（登録種目の51から56まで及び61に申請する場合）

ケ 財務諸表等

コ 技術者資格免許等の写し及び当該技術者の雇用を証する書類の写し（「51 建築物清掃」又は「56 常駐警備」に申請する場合）

サ 社会保険及び労働保険への加入並びに保険料の未納がない（保険料を納付している）ことを証する書類の写し（「51 建築物清掃」又は「56 常駐警備」に申請する場合）

シ 事業協同組合等で申請する場合は、上記の書類のほか、次に掲げる書類

(ア) 定款

(イ) 組合員名簿

(ウ) 役員名簿

(エ) 官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）

(オ) 官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）

(カ) 全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）

ス その他市長又は水道事業管理者が必要と認める書類

(3) 申請書等の提出書類の提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎15階

広島市財政局契約部物品契約課

（書類を郵送等により送付する場合は、封筒の表に「競争入札参加資格審査申請（追加登録）提出書類在中」と朱書きすること。）

(4) 補正について

申請者は、申請書等の提出書類を広島市に送付した後において補正を求められた場合には、指定された期限内に補正を行うこと。申請者が当該期限内に補正を行わなかった場合には、当該申請に係る資格認定は行わないものであること。

5 申請書等の提出書類において用いる言語等

(1) 申請書については、日本語を用いるものとする。

その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

6 競争入札参加資格の決定及び審査基準

競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加資格の有無を認定した上で決定する。

7 等級の区分について

資格を有すると決定された者のうち、登録種目の「建築物清掃」及び「常駐警備」の資格を有する者は、別表2の経営状況等審査事項の審査数値に別表3の政策的審査事項の審査数値を加算した総合点数により、別表4に掲げる等級に区分する。ただし、別表3の審査数値を加算するか否かは申請者が選択できるものであること。

資格認定後においては、資格の有効期間中の等級の変更は行わないものであること。

8 資格審査結果の通知

上記6の競争入札参加資格の審査結果は、「業者登録受付システム」により申請者にE-mail（「契約者情報」の「契約者E-mailアドレス」あて）で通知するものとする。ただし、当該E-mailアドレスが記載されていない場合には、文書（郵送）により通知する。

9 競争入札参加資格の有効期間

令和7年度1回目：令和7年7月1日から令和7年12月31日まで

なお、上記2のいずれかの競争入札参加資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載を

して不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申し出があった場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

また、有効期間中であっても広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱における措置要件に該当した場合は、広島市は一定の期間契約の相手方としない。

10 その他

- (1) 競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合（登録種目及び契約実績に係る情報を除く。）には、「業者登録受付システム」を使用して当該変更事項を入力・送信するとともに、「業者登録受付システム」により印刷した「競争入札参加資格審査申請書変更届」のほか、一覧表で表示される提出書類を、郵便等により速やかに広島市財政局契約部物品契約課あてに送付して、その変更を届け出ること。
- (2) 上記(1)にかかわらず、企業の合併や営業譲渡などによりその競争入札参加資格を他の者（当該者は地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は広島市契約規則第2条若しくは第3条（同規則第18条又は第19条において準用する場合を含む。）に該当しない者であること。）に承継しようとする場合又は廃業する場合については、「業者登録受付システム」を使用せずに、別途、「物品等入札参加資格承継申請書」又は「競争入札参加資格辞退届」を、速やかに広島市財政局契約部物品契約課に提出すること。

別表 1

【契約の種類及び登録種目】

施設維持管理業務

登録種目	
番号	種 目
5 1	建築物清掃
5 2	建築物空気環境測定
5 3	建築物飲料水水質検査
5 4	建築物飲料水貯水槽清掃
5 5	建築物ねずみこん虫等防除
5 6	常駐警備
5 7	冷暖房設備等の運転管理（常駐）
5 8	自家用電気工作物の保守点検
5 9	消防用設備の保守点検
6 0	電話交換
6 1	機械警備

別表 2

【審査事項及び審査数値】

経営状況等審査事項		審査数値(点)	
		特定調達契約 (建築物清掃に限る。)	左記以外の契約
当該種 目にお ける過 去2年 間の平 均売上 高	(1) 会社全体		
	5 億円以上	40	15
	3 億円以上 5 億円未満	32	12
	1 億円以上 3 億円未満	24	9
	5 千万円以上 1 億円未満	16	6
	5 千万円未満	8	3
	売上なしの場合	0	0
	(2) 広島市内		
	3 億円以上		25
	2 億円以上 3 億円未満		20
	1 億円以上 2 億円未満		15
	5 千万円以上 1 億円未満		10
	5 千万円未満		5
	売上なしの場合		0
自己資 本額	2 億円以上	10	10
	1 億円以上 2 億円未満	8	8
	5 千万円以上 1 億円未満	6	6
	1 千万円以上 5 千万円未満	4	4
	1 千万円未満	2	2
	マイナスの場合	0	0
流動比 率	200%以上	10	10
	150%以上 200%未満	8	8
	100%以上 150%未満	6	6
	50%以上 100%未満	4	4
	50%未満	2	2
営業 年 数	30 年以上	10	10
	20 年以上 30 年未満	8	8
	10 年以上 20 年未満	6	6
	5 年以上 10 年未満	4	4

	5 年未満	2	2
従業員数	5 0 0 人以上	10	10
	3 0 0 人以上 5 0 0 人未満	8	8
	1 0 0 人以上 3 0 0 人未満	6	6
	5 0 人以上 1 0 0 人未満	4	4
	5 0 人未満	2	2
有資格者数	(1) 会社全体		
	1 5 人以上	20	
	1 0 人以上 1 5 人未満	16	
	5 人以上 1 0 人未満	12	
	3 人以上 5 人未満	8	
	3 人未満	4	
	(2) 広島市内		
	1 5 人以上		20
	1 0 人以上 1 5 人未満		16
	5 人以上 1 0 人未満		12
	3 人以上 5 人未満		8
	3 人未満		4
指名停止等の状況	指名停止及び資格取消期間 (1 か月当たり)	-0.7	-0.7

※1 流動比率の取扱い

- ・ 流動資産(分子) が「0」の場合は、審査数値は 0 点とする。
- ・ 流動負債(分母) が「0」の場合は、審査数値は 10 点とする。
- ・ 流動資産(分子) 及び流動負債(分母) が共に「0」の場合は、審査数値は 0 点とする。

※2 指名停止等の期間の取扱い

- ・ 資格認定日の属する年から過去 3 年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。
- ・ 期間に 1 か月に満たない端数(日数)がある場合は、当該端数を切り捨てる。

別表 3

【財政局長が別に定める審査基準】

政策的審査事項	審査基準	審査数値 (点)
I S O 9 0 0 1 の取得状況	申請者が、基準日において、I S O 9 0 0 1 を認証取得している場合 (ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得しているものに限る。)	1 点
I S O 1 4 0 0 1 若しくは I S O 1 4 0 0 5 の取得状況、又はエコアクション 2 1 の取得状況	申請者が、基準日において、I S O 1 4 0 0 1 若しくは I S O 1 4 0 0 5 を認証取得している場合又はエコアクション 2 1 の認証・登録を受けている場合 (ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得又は認証・登録しているものに限る。)	1 点
障害者雇用の状況	申請者が、障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者雇用促進法」という。) 第 4 3 条第 7 項に基づく報告義務のある場合は、基準日の直前の 6 月 1 日現在において、報告義務のない場合は基準日現在において、 (1) 障害者雇用率が 2. 5 % 以上 5. 0 % 未満である場合 (2) 障害者雇用率が 5. 0 % 以上である場合 なお、障害者雇用率はすべて障害者雇用促進法の規定に基づく	(1) 1 点 (2) 2 点

政策的審査事項	審査基準	審査数値 (点)
	計算による。	
子育て支援の取組状況	申請者が、基準日において、次のいずれかに該当する場合 (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている（労働者100人以下の事業所に限る。）場合若しくは同法第13条又は第15条の2の規定により認定（労働者101人以上の事業所）されている場合 (2) 基準日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている場合 ア 内閣府が行う「子供と家族・若者応援団表彰」（旧「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」）（申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。） イ 広島市安全なまちづくり功労表彰	1点
男女共同参画の取組状況	申請者が、基準日において、基準日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている場合 (1) 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞、女性のチャレンジ賞特別部門賞（申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。） (2) 厚生労働省が行う均等・両立推進企業表彰 (3) 広島市男女共同参画推進事業者表彰	1点
女性の職業生活における活躍の推進への取組状況	申請者が、基準日において、次のいずれかに該当する場合 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている場合（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者） (2) 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている場合（常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者）	1点
青少年の雇用の促進等への取組状況	申請者が、基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合	1点
「女性と若者が輝く企業」の認定状況	申請者が、基準日において、広島市長から「女性と若者が輝く企業」の認定を受けている場合	1点
広島市内在住の失業者の雇用状況	申請者が、基準日前3年以内において、広島市内在住の失業者1人以上を正規従業員（雇用期間の定めのない契約で雇用される者とし、短時間労働者（週所定労働時間30時間未満）を除く。）として採用し、基準日現在、継続的に雇用している場合	1点
生活困窮者就労訓練事業への取組状況	申請者が、基準日において、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第1項に基づく「生活困窮者就労訓練事業所」の認定を受けている場合	1点
若者の就業支援への取組状況	申請者が、基準日前3年以内において、次のいずれかに該当する場合 (1) 地域若者サポートステーション事業実施要綱に基づく地域若者サポートステーション事業（厚生労働省が行う事業）として、市内に居住する若者無業者等を対象とした職場見学・	1点

政策的審査事項	審査基準	審査数値 (点)
	就業体験を実施している場合 (2) 中学校等（広島市内に所在するもの）が実施する職場体験学習又は大学、短期大学若しくは高等学校等（いずれも広島市内に所在するもの）が実施するインターンシップを、1回以上受け入れている場合	
暴力団離脱者の社会復帰支援事業の協力事業所への登録の状況	申請者が、基準日において、公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合	1 点
消防団活動への協力状況	申請者が、基準日において、広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく認定を受けている場合	1 点
まちの美化活動への取組状況	申請者が、次のいずれかに該当する場合 (1) 基準日前 5 年以内に、「広島市環境美化功労者表彰」を受けている場合 (2) 基準日前 1 年以内に、本市の区域内の場所を対象として、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」、「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」による清掃活動の実績がある場合 (3) 基準日前 1 年以内に、公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で公共団体又は公共的団体による清掃活動に、事業所として 2 回以上参加した実績を有している場合	1 点
花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況	申請者が、基準日において、花と緑の広島づくりネットワークに登録し、かつ、次のいずれかに該当する場合 (1) 町内会、商店街等の地縁団体と協働して地域における花壇づくりに取り組んでいる場合 (2) 「広島市グリーンパートナー事業(協賛金に係るものを除く。)」に参加し、花壇の維持管理を行っている場合 (3) 「広島市ふれあい樹林事業」に参加し、緑地保全のための維持管理活動を行っている場合	1 点

別表 4

【等級及び等級に対応する発注標準金額】

(1) 建築物清掃

等級 区分	審査数値 総合点数	予定価格
A	70 点以上	1200 万円以上
B	70 点未満 50 点以上	1200 万円未満 300 万円以上
C	50 点未満	300 万円未満

(2) 常駐警備

等級 区分	審査数値 総合点数	予定価格
A	70 点以上	1700 万円以上
B	70 点未満 50 点以上	1700 万円未満 900 万円以上
C	50 点未満	900 万円未満